

サービス利用料金表

(名称: デイサービスセンター 深江)

(種類: 通所介護)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度によって異なります。)

(1日あたり)

ご契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用料金	7,075 円	8,245 円	9,415 円	10,586 円	11,756 円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,367 円	7,420 円	8,473 円	9,527 円	10,580 円
3.自己負担額	708 円	825 円	942 円	1,059 円	1,176 円

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には加算の1割を追加料金としてご負担いただきます。

- * サービス提供体制加算(介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が40%以上) 1日 13円
- * サービス提供体制加算(サービス提供職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合が30%以上) 1日 6円
- * 居宅サービス計画に基づいて、入浴サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。
入浴 一回 52円
- * 居宅サービス計画に基づいて、個別機能訓練サービスを利用された場合は、要介護度に関係なく以下の料金を別途お支払いいただきます。
個別機能訓練 一回 28円

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただくこととなります(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

☆エリア外(運営規定に定められた地域外)の送迎については、上記の加算額に加えてエリア外の実費をご負担していただくこととなります。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5(1)(イ)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」の全額(自己負担額ではありません)が必要となります。

② 食費

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金: 一食あたり 600円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域(東灘区、芦屋市)外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、実費相当分をいただきます。

利用料金： 10km 未満は 200 円、10km を超える場合は5km 毎に 100 円加算